

議案第11号

建物の取得の一部変更について

建物の取得（令和5年2月22日議決）の一部を次のとおり変更する。

1 所在地

変更後の所在地	令和5年2月22日議決における 所在地
大阪市天王寺区南河堀町	大阪市天王寺区南河堀町4丁目

2 契約金額

変更後の契約金額	令和5年2月22日議決における 契約金額
1,422,797,030円	1,378,607,261円

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

総合教育センターの取得の一部を変更するため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

建物の取得について

教職員の研修、教育に関する調査研究等に係る事業を行う施設の用に供するため、次の建物を買い入れる。

1 所在地 大阪市天王寺区南河堀町4丁目

2 構造規模 事務所

鉄骨造10階建建物のうち、6階から10階までの部分

建築面積 704.45平方メートル

延床面積 2,533.79平方メートル

ごみ置場

鉄骨造平屋建建物

建築面積 8.33平方メートル

延床面積 8.33平方メートル

受水槽ポンプ室

鉄骨造平屋建建物

建築面積 16.00平方メートル

延床面積 16.00平方メートル

3 契約金額 1,378,607,261円

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。